

## 第6回高知県談合防止対策検討委員会 会議要旨

平成24年11月16日（金）15:00～17:00

オリエントホテル高知 2階 「松竹の間」

### 1 出席者

#### (1) 委員会

##### ア 出席委員

大年委員、坂本委員、下元委員、甫喜本委員、村瀬委員、山本委員、渡邊委員

##### イ 欠席委員

稲田委員

#### (2) 事務局

奥谷土木部長、味元土木部副部長、野村土木部副部長、田所建設管理課長 ほか

### 2 委員長辞任及び新委員長選任

下元委員長より委員長辞任の表明があり、出席委員の承認により辞任。

続いて、坂本委員からの推薦及び出席委員の賛同により新委員長として甫喜本委員が選任され、委員長に就任。

### 3 議題

#### (1) 事務局報告事項

資料の説明に関する質疑

##### ア 資料1について

(委員) 加重平均は何の平均なのか。

(事務局) 落札金額の合計を予定価格の合計で割ったものである。

(委員) 落札率の推移についてどのような分析をしたのか。

(事務局) 全国的にダンピング受注ということがあり、調査基準価格の引き上げが全国的な動きとしてあり、本県もそれと同様の対応をした結果、落札率が上がってきたものとする。談合が認定された平成20年度も落札率は下がっており、談合の影響というのものもあるのか、はっきり分かりづらいところもある。

(委員) 賠償金の算定根拠は、談合による落札率と談合がなかったと仮定した場合の落札率との差の分であると理解しているが、その理解でいいのか。

(事務局) 基本的には、契約書の賠償金の意味合いとしてはそういった要素があると思うが、談合がなかったと仮定した場合の落札率というものは計り知れないところがあることから、あらかじめお互い了解の下で賠償金の割合を10%と予約しているものと理解している。

- (委員) 予算に関する数値が2種類あるが別物か。
- (事務局) 当初予算と当初予算に補正予算を足した最終予算である。ただ、例えば、年度の後半に補正をした場合には、翌年度の事業として発注する機会が多いことから、補正予算の分については翌年度の事業になっていくという見方をする必要もある。
- (委員) 落札率の推移と最終予算の推移を眺めてみると、何となく相関関係があるように見えるが、予算が比較的潤沢だと落札率が高くなり、そうではない場合は競争が必然的に激しくなって落札率が下がるというようなことが統計的にも言えるのか。
- (事務局) 国交省及び総務省からダンピング対策を強力に進めるようにとの指導もあり、また、いわゆる低入札対策としての総合評価方式の拡大や調査基準価格の引き上げ等の対策も行ってきた。併せて、予算も補正で増加傾向にあったということで、そうした効果が平成21年度、平成22年度に現れてきたのではないかと分析をしていた。ただ、今回の事態が生じ、その影響はあったのだらうと思うが、それぞれがどれだけ影響があったのかということは読みづらい。

#### イ 資料2について

- (委員) ヒアリングを受けた業者は非常に正直に述べているのではとの印象を受ける。
- (委員) 談合に参加したときの思いであるが、じくじたる思いがあって反省しているなどの率直な感想も入れておいた方がいいと思った。
- (委員) 談合を行うに至った理由、背景として、会社の技術力を確保するためとあるが、これは具体的にどういうことか。また、受注予定者の決定方法のうち第三者に入ってもらいとあるが、この第三者というのは誰なのか。
- (事務局) 会社の技術力の確保のところについては、突っ込んだ確認はしていないが、工事をしていないと技術力が落ちていくということだと思った。第三者は業界内の方ということだった。
- (委員) 談合に参加したときの思いについてだが、談合に参加しなければどういうふうになったと思われていたのか。また、諸条件から最もふさわしい業者が施工すべきとの判断とあるが、どう判断したのか。最後に、談合をやったことによって労働賃金というものが十分に確保されていたのか。
- (事務局) もし、参加せず受注機会が無かったとすれば、やはり倒産せざるを得なかったということだと思う。諸条件から最もふさわしい業者が施工すべきとの判断については、聞いた話では、やはり一定地理的な要素にウェイトを置き、近場であれば機械の運搬等もそれほど経費が掛からず、労働者も雇用しやすく、経済的にも一定安価に対応できる。また、一度工事をしたことのある場所であれば、

関係者との調整等についての蓄積を活かすことができるか自然条件等も熟知しているというようなところからそういった業者が取った方がいいのではないかというような考えを持っていたとのことであった。労働賃金については、聞いた話では、今でもまだまだ十分な賃金は払えていないとのことであった。

(委員) 談合を行うに至った理由については、経済的な責任に全部負わしてしまうのは問題があるのではと思っている。

## (2) 談合防止対策について

### 資料の説明に関する質疑

#### 資料3及び4について

(委員) いろいろ今後の方向として、ペナルティの強化というものも挙げているが、やはり、入札制度が一番大事ではないかと思う。談合が行われにくいというより、意識的には談合が絶対できないような入札の制度を作ることが大事ではないかと思う。

(委員) 予算のことについて聞きたいのだが、入札で予算が余った場合、その余った予算はどのように利用されるのか。

(事務局) 基本的には、事業化をして工事を積極的にやっていかざるを得ない箇所、やっていきたい箇所がたくさんあるので、余った部分については、きちっと額が確定をした段階で例えば次の工事に回すなどして活用している。

(委員) 一般競争というのは避けられないというのは業者も覚悟していると思う。その時にきちっとした見積りをするのが負担だと感じるようでは納税者としては業者の味方はできない。

(委員) 談合を無くすためにも受注者と発注者の双方が納得できる施工のプロセスと結果を実現しないといけないと思う。そのためにはやりがいのある競争とは何かを考える必要がある。これまでベストな業者が落札していたかとか、積算上での補正係数が適切であったかなど、発注者側の現場の担当者にも丁寧に聞くべきではないかと思う。予定価格の上限拘束性についてはしっかりと分析が必要になってくると思う。また、協業化及び合併の推進はいいと思うが、協業化は進んでいるのか。改善の余地があるのならば、検討すべきだと思う。

(事務局) 今のところ協業化は3件であり、進んでいない。

(委員) どうしたら進むのか丁寧に考える必要がある。

(委員) 予定価格を事前公表したことについて、その経緯を教えてください。

(委員) 昔の同じような委員会で、贈収賄事件を契機に検討して始めたもの。予定価格を知りたいという事業者側の希望について出してしまうと公務員に対する働きかけは無くなるだろうということ。また、制度を変更した当時の時代背景では行政事務の透明化を図っていくことが一番の課題であった。

(委員) 予定価格の上限拘束性の制度改正を国に要望していくのか。

(事務局) 県として要望していくという意思表示をしているわけではない。事業者の方からそのような話があったことから入れたもので、あくまで叩き台なので、ご議論をいただきたいということ。

### (3) その他

追加資料の聞き取り及び次回の開催日時の通知